

る。

9 委員会は、前項の決定を行った場合には、その結果を関連する部局の長、申立者及び対象研究者に通知するものとする。

10 委員会は、本調査の実施を決定した場合には、総長にその旨を報告するものとする。

11 総長は、前項の報告を受けた場合には、文部科学省にその旨を報告するとともに、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告するものとする。

12 この条に定めるもののほか、予備調査に関し必要な事項は、別に定める。

（調査委員会）

第19条 委員会は、本調査の実施を決定したときは、当該事案に係る調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 第7条第2項第2号に掲げる者のうちから委員会において選出された者 1名

(2) 予備調査を実施した部局から選出された者 1名以上

(3) 学外有識者 若干名

3 前項第3号の委員の数は、調査委員会の委員の総数の半数以上でなければならない。

4 第2項各号に掲げる委員は、対象研究者及び申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

6 委員は、総長が委嘱する。

7 調査委員会を設置したときは、委員会は、調査委員の氏名及び所属を申立者及び対象研究者に通知するものとする。これに対し、申立者及び対象研究者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、委員会に対し理由を添えて異議申立てを行うことができる。

8 委員会は、異議申立てにより調査委員を交代したときは、その旨を申立者及び対象研究者に通知するものとする。

（本調査）

第20条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、原則として調査開始の日から60日以内に当該調査を終了するものとする。

2 本調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 関係者は、本調査に対しては、誠実に協力しなければならない。

4 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

5 調査委員会は、調査が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

6 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

（審査及び認定）

第21条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無について審査し、その認定を行う。

2 前項の認定は、原則として第11条第4項の申立ての報告を受けた日から210日以

内に行うものとする。

- 3 委員会は、申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、第1項又は第3項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を総長及び関連する部局の長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、第1項の認定の結果を申立者及び対象研究者に通知するものとする。
- 7 総長は、特定不正行為であると認定した旨の報告を受けたときは、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(異議申立て)

- 第22条 不正行為を行った旨の認定を受けた対象研究者は、その通知を受けた日から14日以内に、委員会に対して異議申立てを行うことができるものとする。
- 2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、その認定について、前項の例により、異議申立てを行うことができる。
 - 3 委員会は、前2項の異議申立てについて再調査が必要であると認めたときは、調査委員会に対し、再調査の実施を指示するものとする。この場合において、必要に応じて調査委員を交代させることができる。
 - 4 委員会は、第1項の異議申立てがあったときは、総長に報告するとともに、申立者に通知するものとする。
 - 5 総長は、当該異議申立てが特定不正行為を行った旨の認定に対するものであるときは、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
 - 6 前2項の規定は、異議申立てを却下した場合及び再調査の指示を行った場合にも適用する。
 - 7 調査委員会は、原則として再調査開始の日から50日以内に当該調査を終了し、結果を委員会に報告するものとする。
 - 8 委員会は、前項の結果に基づき、前条の認定を覆すか否かを審査するものとする。
 - 9 委員会は、前項の審査結果を総長に報告するとともに、申立者及び対象研究者に通知するものとする。
 - 10 総長は、第1項の異議申立てが特定不正行為の認定に対するものであったときは、審査結果を配分機関及び文部科学省へ報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第23条 統括責任者は、特定不正行為が認定された場合は速やかに調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
 - 4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果は

公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はこの限りでない。

- 5 統括責任者は、悪意に基づく申立てが行われたとの認定がなされた場合には、申立者の氏名及び所属、悪意に基づく申立てと認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

(委員会等の事務)

第24条 委員会及び調査委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課で行う。

(論文等の取下げ等の勧告)

第25条 統括責任者は、特定不正行為が認定された対象研究者に対して、当該特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告するものとする。

- 2 統括責任者は、対象研究者が前項の勧告に応じない場合は、必要な措置をとることができる。

(処分)

第26条 総長は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、就業規則その他の規定に従い、処分を課すものとする。

- 2 総長は、前項の処分が特定不正行為に対するものであるときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、当該処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第27条 委員会は、本調査の結果、不正行為の存在が確認された場合は、当該部局の長に対し、次に掲げる事項について適切な措置を講ずべきことを指示するものとする。

- (1) 対象研究者への倫理教育
- (2) 研究組織、研究環境及び研究指導体制の問題点の見直し
- (3) その他不正行為の再発防止のために必要な事項

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進等に関し必要な事項は、別に定めることとし、定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月20日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成27年4月1日以後に受理された申立てについて適用し、同日前に受理された申立てについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年5月1日から施行する。

別紙様式（第 11 条関係）

申 立 書

申立日：令和 年 月 日

大阪大学研究公正委員会委員長 殿

所 属：
職名等：
氏 名： 印
連絡先：

大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程第 11 条の規定に基づき、下記の研究活動における特定不正行為について申立てを行います。

記

- 1 対象研究者の所属、職名等、氏名
所 属
職名等
氏 名
- 2 特定不正行為の種類：（ねつ造・改ざん・盗用の別）
- 3 特定不正行為の内容
- 4 特定不正行為の発生時期
年 月
- 5 特定不正行為の発生場所
- 6 証拠資料
- 7 対象研究資金について（わかる範囲で記入してください。）
助成機関名：
資 金 名 称：
課 題 名：
番 号：
- 8 その他参考となる事項（記述は任意とします。）

※本様式に定める事項について記載漏れがある場合は、十分な調査が実施できないことがあります。